

いばらき消費生活 メールマガジン

2025年1月9日220号

1. 1月から3月は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間です

2. エシカル度チェックキャンペーン実施中！

1. 1月から3月は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間です

茨城県消費生活センターでは、成人式や卒業、進学・就職の時期に当たる１月から３月までの期間、市町村と連携して啓発活動を実施することにより、悪質商法等による若者の被害防止を図ります。

◆HP「いばらき消費生活なび」若者向けキャンペーン特設サイト

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/young.html>

①パネル展

「悪質商法かも！？勧誘されたら 188 番」

場所 県庁 25 階展望ロビー（南側）

期間 令和7年1月9日（木）午後3時から1月21日（火）午後2時

②特別電話相談「若者トラブル110番」の実施

悪質商法被害防止等の解決支援を目的に相談をお受けします。

期間 令和7年1月14日（火）から1月15日（水）

時間 午前 9 時から午後 5 時まで

電話番号 029-225-6445

場所 茨城県消費生活センター 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

※特別電話相談の実施期間以外でも、ご相談を受付けています。困った時はお早めにご相談ください！！

○茨城県消費生活センターに相談する（「いばらき消費生活なび」のサイト内へ移動します）

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/counsel.html>

茨城県消費生活センターは、県内在住・在勤・在学の方の消費生活に関する相談窓口です。

○消費者ホットライン 188 (いやや)

お住まいの郵便番号を入力いただくと、最寄りの市町村の消費生活センター等の窓口をご案内します。郵便番号が分からなかったり、電話をかけていただく曜日・時間帯によっては、茨城県消費生活センター又は国民生活センターをご案内することがあります。

2. エシカル度チェックキャンペーン実施中！

